

議案第 87 号

南丹市上下水道事業分担金等の督促手数料及び延滞金等徴収条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 26 日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市上下水道事業分担金等の督促手数料及び延滞金等徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 2 項の規定による分担金、使用料、加入料及びその他の歳入(以下「分担金等」という。)に係る督促手数料及び延滞金並びに民法(明治 29 年法律第 89 号)第 419 条の規定により算出した損害賠償金(以下「遅延損害金」という。)の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(督促手数料)

第 2 条 分担金等の納入について督促状を発したときは、督促手数料として 1 通につき 100 円を徴収する。

(延滞金の徴収)

第 3 条 分担金等の納入義務者が、分担金等の納期限までに当該分担金等を納入しないときは、当該納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該分担金等の未納額(当該未納額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、当該未納額の全額が 2,000 円未満であるときは、その全額を切り捨てる。)に年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から起算して 1 月を経過した日以前の期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金の額を当該未納額に加算して徴収する。ただし、当該延滞金の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、当該延滞金の全額が 1,000 円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

2 年当たりの割合の基礎となる日数は、南丹市税条例（平成 18 年南丹市条例第 86 号）第 20 条の規定に準じ、前項の延滞金の割合について適用する。

（遅延損害金）

第 4 条 水道料金の納入義務者が、水道料金の納期限までに当該水道料金を納入しないときは、当該納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該水道料金等の未納額（当該未納額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、当該未納額の全額が 2,000 円未満であるときは、その全額を切り捨てる。）に民法第 404 条に規定する割合を乗じて計算した遅延損害金の額を当該未納額に加算して徴収する。ただし、当該遅延損害金の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、当該遅延損害金の全額が 1,000 円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

2 年当たりの割合の基礎となる日数は、前条第 2 項の規定を準用する。

（減免）

第 5 条 市長は、分担金等を納期限までに納入しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、前 2 条の規定による延滞金等を減免することができる。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるものを除くほか、督促手数料、延滞金及び遅延損害金の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。